

料金表（高压）

2023年4月1日実施

北海道電力株式会社

1 料金種別

(1) 料金種別は、各契約種別ごとに次のとおりといたします。

契 約 種 別		料 金 種 別	
業 務 用 電 力		一 般 料 金	
		時 間 帯 別 料 金	
		休 日 平 日 別 料 金 (業務用ウイークエンド電力)	
高 圧 電 力		一 般 料 金	
		時 間 帯 別 料 金	
		I 型	一 般 料 金
			時 間 帯 別 料 金
		II 型	一 般 料 金
			時 間 帯 別 料 金
III 型	一 般 料 金		
	時 間 帯 別 料 金		
臨 時 電 力		—	
自 家 発 補 給 電 力	A	—	
	B	—	
予 備 電 力		—	

(2) 当社は、1契約種別について1料金種別を適用いたします。

なお、料金種別は、あらかじめお客さまの負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって決定いたします。

(3) 時間帯別料金または休日平日別料金（業務用ウイークエンド電力）の適用を受ける場合、契約期間満了に先だって、原則として他の料金種別に変更することはできません。

(4) 時間帯別料金または休日平日別料金（業務用ウイークエンド電力）から他の料金種別に変更された後1年に満たないお客さまについては、原則として時間帯別料金または休日平日別料金（業務用ウイークエンド電力）に変更することはできません。

2 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

(1) 昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、日曜日、「国民の祝日」に

関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日の該当する時間を除きます。

(2) 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

3 休日平日区分

休日平日区分は、次のとおりといたします。

(1) 休日

土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日をいいます。

(2) 平日

休日以外の日をいいます。

4 料金

(1) 業務用電力

電力契約標準約款（高圧）（以下「標準約款」といいます。）14（業務用電力）(5)の基本料金および電力量料金は、料金種別に応じ次のとおりといたします。

イ 一般料金

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力1キロワットにつき	2,547円60銭
---------------	-----------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	33円24銭
------------	--------

ロ 時間帯別料金

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力1キロワットにつき	2,547円60銭
---------------	-----------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a 昼間時間

1キロワット時につき	35円60銭
------------	--------

b 夜間時間

1キロワット時につき	29円68銭
------------	--------

ハ 休日平日別料金（業務用ウィークエンド電力）

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力1キロワットにつき	3,108円60銭
---------------	-----------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の休日平日別の使用電力量によって算定いたします。

a 休日

1キロワット時につき	30円04銭
------------	--------

b 平日

1キロワット時につき	31円07銭
------------	--------

(2) 高圧電力

標準約款 15（高圧電力）(5)の基本料金および電力量料金は、料金種別に応じ次のとおりといたします。

イ 一般料金

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力1キロワットにつき	2,734円60銭
---------------	-----------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	31円46銭
------------	--------

ロ 時間帯別料金

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力1キロワットにつき	2,734円60銭
---------------	-----------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a 昼間時間

1キロワット時につき	32円92銭
------------	--------

b 夜間時間

1キロワット時につき	29円68銭
------------	--------

ハ I 型

(イ) 一般料金

a 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力1キロワットにつき	2,118円60銭
---------------	-----------

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	33円00銭
------------	--------

(ロ) 時間帯別料金

a 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力1キロワットにつき	2,118円60銭
---------------	-----------

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(a) 昼間時間

1キロワット時につき	35円76銭
------------	--------

(b) 夜間時間

1キロワット時につき	29円68銭
------------	--------

ニ II 型

(イ) 一般料金

a 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力1キロワットにつき	2,404円60銭
---------------	-----------

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	32円17銭
------------	--------

(ロ) 時間帯別料金

a 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力1キロワットにつき	2,404円60銭
---------------	-----------

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(a) 昼間時間

1キロワット時につき	34円26銭
------------	--------

(b) 夜間時間

1キロワット時につき	29円68銭
------------	--------

ホ III 型

(イ) 一般料金

a 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力1キロワットにつき	3,141円60銭
---------------	-----------

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	30円39銭
------------	--------

(ロ) 時間帯別料金

a 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力1キロワットにつき	3,141円60銭
---------------	-----------

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(a) 昼間時間

1キロワット時につき	30円98銭
------------	--------

(b) 夜間時間

1キロワット時につき	29円68銭
------------	--------

(3) 臨時電力

標準約款 16 (臨時電力) (3)の基本料金および電力量料金は、次のとおりといたします。

イ 標準約款 16 (臨時電力) (1)イに該当する場合

(イ) 契約電力が500キロワット未満の場合

a 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力1キロワットにつき	2,436円72銭
---------------	-----------

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	35円31銭
------------	--------

(ロ) 契約電力が500キロワット以上の場合

a 基本料金

基本料金は、(2)イ(イ)の該当料金の20パーセントを割増したものを適用いたします。

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	33円44銭
------------	--------

ロ 標準約款 16 (臨時電力) (1)ロに該当する場合

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき(1)イ(イ)の該当料金の20パーセントを割増したものを適用いたします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	35円59銭
------------	--------

(4) 自家発補給電力

標準約款 17 (自家発補給電力) (1)ハおよび(2)ハの基本料金および電力量料金は、次のとおりといたします。

イ 自家発補給電力A

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力1キロワットにつき	2,802円36銭
---------------	-----------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

a 定期検査または定期補修による場合

1キロワット時につき	34円38銭
------------	--------

b a以外の場合

1キロワット時につき	37円61銭
------------	--------

ロ 自家発補給電力B

(イ) 契約電力が500キロワット未満の場合

a 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力1キロワットにつき	2,330円46銭
---------------	-----------

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

(a) 定期検査または定期補修による場合

1キロワット時につき	34円13銭
------------	--------

(b) (a)以外の場合

1キロワット時につき	37円26銭
------------	--------

(ロ) 契約電力が500キロワット以上の場合

a 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力1キロワットにつき	3,008円06銭
---------------	-----------

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

(a) 定期検査または定期補修による場合

1キロワット時につき	32円44銭
------------	--------

(b) (a)以外の場合

1キロワット時につき	35円15銭
------------	--------

(5) 予備電力

標準約款18(予備電力)(3)の基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、1月につき次のとおりといたします。

契約電力1キロワットにつき	予備線	93円50銭
	予備電源	110円00銭

5 燃料費等調整

(1) 標準約款別表2(燃料費等調整)(2)イ(イ)に定める α 、 β および γ の値

α 、 β および γ の値は、次のとおりといたします。

$$\alpha = 0.1946$$

$$\beta = 0.0827$$

$$\gamma = 1.0081$$

- (2) 標準約款別表 2 (燃料費等調整) (2)イ(ロ)に定める基準燃料価格
基準燃料価格は、次のとおりといたします。

基準燃料価格	89,500 円
--------	----------

- (3) 標準約款別表 2 (燃料費等調整) (2)ロに定める基準単価
基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	18 銭 8 厘
-------------	----------

- (4) 標準約款別表 2 (燃料費等調整) (3)イ(イ) a に定める x および y の値
x および y の値は、次のとおりといたします。

$$x = 0.6760$$

$$y = 0.3240$$

- (5) 標準約款別表 2 (燃料費等調整) (3)イ(ロ)に定める基準市場価格
基準市場価格は、次のとおりといたします。

基準市場価格	23 円 94 銭
--------	-----------

- (6) 標準約款別表 2 (燃料費等調整) (3)ロに定める調整係数
調整係数は、次のとおりといたします。

調整係数	0.229
------	-------

- (7) 標準約款別表 2 (燃料費等調整) (4)イ(ロ)に定める離島基準燃料価格
離島基準燃料価格は、次のとおりといたします。

離島基準燃料価格	79,300 円
----------	----------

- (8) 標準約款別表 2 (燃料費等調整) (4)イ(ハ)に定める離島調整上限燃料価格
離島調整上限燃料価格は、次のとおりといたします。

離島調整上限燃料価格	119,000 円
------------	-----------

- (9) 標準約款別表 2 (燃料費等調整) (4)ロに定める離島基準単価
離島基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	1 厘
-------------	-----

附 則（実施期日）

この料金表（高圧）は，2023年4月1日から実施いたします。